

論点に対する回答

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁
論点	<p>1. 民間給与実態統計調査（国税庁）</p> <p>※ 第6回行政手続部会第2検討チーム（平成30年2月20日）提出資料及び基本計画を踏まえ記載</p> <p>① 事業所が調査票を記入する段階において、オンライン等で提出した源泉徴収票等のデータを取り込み、共通する項目を自動的に調査票に転記するツールを開発・提供するとのことであるが、その検討・進捗状況について、ご教示ください。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 給与所得の源泉徴収票等のデータから民間給与実態統計調査票へ転記可能となる項目等の検討を行い、調査票記入項目33項目のうち、約7割の項目で転記可能と見込んでいる。</p> <p>現在、こうした検討を踏まえ、当該ツールの開発業務を委託するための調達手続を行っているところである。</p>	

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁
論点	② 令和元年（2019年）分調査（令和2年（2020年）1月）より標本給与所得者数を約2割削減するとのことであるが、その検討状況について、ご教示ください。
<p>【回答】</p> <p>② 標本数の削減にあたっては、統計法第11条第1項の規定に基づき、総務大臣の承認を受ける必要があったため、平成31年3月27日付で当該承認を受けたところである。これにより、標本給与所得者数が約31.2万人から約23.8万人に削減されると試算している。</p> <p>現在、令和元年（2019年）分調査（令和2年（2020年）1月実施）以降は、承認された調査計画に基づき調査を行う必要があることから、具体的な実施方法について検討を行っているところである。</p>	

(参考) 変更承認後の民間給与実態統計調査の標本設計

層別	事業所の従業員数の区分	全体としての事業所の抽出率(A)	事業所における給与所得者の抽出率(B)		全体としての給与所得者の抽出率(A) × (B)	
			変更前	変更後	変更前	変更後
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/1	1/400	1/400
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/2	1/400	1/400
第3層	30～99人	1/60	1/5	<u>1/6</u>	1/300	<u>1/360</u>
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/20	1/300	1/300
第5層	500～999人	1/3	1/50	<u>1/100</u>	1/150	<u>1/300</u>
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	<u>1/200</u>	1/100	<u>1/200</u>
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	<u>1/200</u> (上限100人)	1/200	<u>1/200</u> (上限100人)
第8層	本社	1/1	1/10	<u>1/20</u>	1/10	<u>1/20</u>

※「本社」とは、従業員数500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

※網掛け及び下線箇所が変更箇所である。

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁
論点	③ 本件について、令和元年度に予算措置を講じたことがありましたら、ご教示ください。
<p>【回答】</p> <p>③ ①及び②を実施するにあたっては、ツールの開発やプログラム改修に経費が必要となることから、令和元年度予算において措置した。</p>	